

## 未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会設置要綱

### (目的)

第1条 人口減少・少子高齢化やデジタル技術の進展など社会経済情勢の変化、県民ニーズの多様化・複雑化などに的確に対応していくことが求められるなか、持続可能な行政サービスのあり方を未来志向で検討するため、「未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 富山県における中長期的な行政サービスのあり方の検討に関すること。
- (2) その他検討会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 検討会の委員は、別紙名簿のとおりとする。

### (座長)

第4条 検討会に、座長を置く。

- 2 座長は、知事が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会は、知事が招集し、座長がその議長となる。

- 2 座長は、必要に応じ、委員以外の者をアドバイザー又はオブザーバーとして、意見を求めることができる。
- 3 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより検討会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、座長は検討会の一部または全部を公開しないことを決定することができる。

### (WG)

第6条 座長は、必要に応じ、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

- 2 WGのメンバーは、座長が別に指名する。

### (事務局)

第7条 検討会の事務局は、富山県経営管理部人事企画室が所掌する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

別紙

委員名簿

(五十音順)

氏名	所属等	備考
井領 明広	つづく株式会社 代表取締役	
大西 ゆかり	社会福祉士	
小川 好美	有限会社アグリおがわ 取締役	
加藤 哲朗	富山県立大学大学院工学研究科電子・情報工学専攻	
田中 悟史	株式会社日本政策投資銀行 富山事務所長	
辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科 教授	座長
難波 悠	東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻 教授	
東出 悦子	株式会社アイペック 代表取締役社長	
藤井 裕久	富山県市長会長（富山市長）	
舟橋 貴之	富山県町村会長（立山町長）	
米井 美琴	公募委員	